

議員提出議案第8号

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書の
提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び鳥取市議会会議規則（昭和
43年鳥取市議会告示第1号）第14条第1項の規定に基づき、上記の議案を別紙の
とおり提出する。

平成28年6月27日提出

提出者	鳥取市議会議員	下村佳弘
	〃	桑田達也
	〃	勝田鮮二
	〃	雲坂衛
	〃	橋尾泰博
	〃	石田憲太郎
	〃	岡田信俊
	〃	寺坂寛夫
	〃	山田延孝

鳥取市議会議長 房安 光 様

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書

平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれました。現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒、骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎおくらせることに役立っています。また、安全な外出機会を保障することによって、特にひとり暮らしの高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっています。

仮に軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、福祉用具、住宅改修の利用が抑制され重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自立的な生活を阻害し給付費が増大するおそれがあります。

以上の理由から次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 27 日

鳥取市議会議長 房 安 光

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様